

議案第 17 号

日出町国民健康保険条例の一部改正について

日出町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 28 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日出町国民健康保険条例（昭和 35 年日出町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「40 万 8,000 円」を「48 万 8,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る日出町国民健康保険条例第 5 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

理 由

健康保険法施行令等の改正に伴い、条例を改正したいので提出する。